

議事日程第5号

平成27年3月18日(水)

- 第1 議案上程(議案第3号から第42号まで及び請願第4号から第6号まで)
委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)
質疑、討論、表決
-

本日の会議に付した事件

- 第1 は議事日程に同じ
- 第2 議案上程(議案第17号及び第18号)
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
- 第3 議案上程(議案第19号から第24号まで)
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
- 第4 継続審査事件の承認
- 第5 議案上程(議案第43号)
提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
- 第6 議案上程(議案第44号)
提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
- 第7 議案上程(議案第45号)
提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
-

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	木元義博
主席主査	湊智志
主席主査	杉本一也
主席主査	夏井大助

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	山本春司	市民福祉部長	船木道晴
産業建設部長	原田良作	教育次長	目黒重光
企業局長	安藤恒昭	企画政策課長	菅原信一
総務課長	藤原誠	財政課長	佐藤盛己
税務課長	鈴木金誠	生活環境課長	渡部源夫
健康子育て課長	伊藤文興	介護サービス課長	水戸瀬重孝
福祉事務所長	夏井正士	農林水産課長	中田和彦
観光商工課長	飯澤主貴	建設課長	三浦秋広
病院事務局長	杉山武	会計管理者	天野綾子
学校教育課長	鈴木雅彦	生涯学習課長	加藤秋男
監査事務局長	畠山喜代和	企業局管理課長	松橋光成
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午後 2時32分 開 議

○議長（三浦利通君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第3号から第42号まで及び請願第4号から第6号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第3号から第42号まで及び請願第4号から第6号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。19番高野寛志君

【19番 高野寛志君 登壇】

○19番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第9号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市単独運行バス潟西北部線について、美野を起点とする系統を新設することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、この系統については、野石小学校区から美里小学校通学のための路線であるが、バス運行時間等の考え方について質疑があり、当局から、バス運行にあたっては、下五明光発午前7時ころと美野発午前7時20分ごろの2台を運行し、通学する児童からは、それぞれのバスに乗車してもらう予定としている。また、帰りについては、若美支所前発午後3時ころのバスに合わせた運行を予定しているが、JRや中央交通のバス運行時間等も考慮しながら、運行時間を設定していきたいと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号男鹿市若美文化交流館条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、若美文化交流館を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号男鹿市行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定等を設けるほか、条文の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、具体的に主な改正点はどのようなものであるのかとの質疑があり、当局から、市が行政指導する際、指導の根拠を明示すること、行政指導の相手方から中止等を求めることができること、法令等に違反する事実がある場合は、誰でも処分や行政指導を求めることができると規定したものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間、市長、副市長及び教育長の給料月額を引き下げるとともに、条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、引き下げを引き続き実施する考え方と、県内他市と比較した場合の市長の給料水準に関して質疑があり、当局から、給料の引き下げについては、平成25年6月の報酬等審議会において、毎年、状況等を見ながら判断することとされており、本市の財政状況や他市の状況等も参考とし、引き続き10パーセントを減額するものである。県内他市と比較した場合、市長の給料月額は、条例の基本則では4番目に高い額となっており、減額後では12番目の額となるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する勧告に準じ、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第25号新市建設計画の変更についてであります。

本議案は、新市建設計画において、計画期間を延長し、並びに財政計画を変更するものであります。

本案について、委員より、財政計画の歳出における人件費が伸びている原因について、また、公債費は計画どおり推移しているようだが、今後の見通しをどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、人件費増加の要因について、定員管理は行政改革大綱に基づき減員されているが、全国的に職員が減っている状況に伴い、職員にかかる共済費及び退職手当等の負担金が増額していることにより、計画変更前より伸びてきている状況である。公債費については、これまで行政改革大綱に基づき発行額を堅持したことにより抑えられており、平成26年度以降も第3次行政改革大綱に基づいた計画としているものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号男鹿市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

本議案は、男鹿市過疎地域自立促進計画において、斎場の整備に関する計画を加えるものであります。

本案について、委員より、斎場については建設から大分年数も経過しており、老朽化が進んでいることから、今回の過疎債を活用して整備する箇所以外も、担当課と協議をしながら適切な維持管理のための整備を進めていく必要があるのではないのかとの質疑があり、当局から、施設の整備にあたっては、所管する担当課へ計画的に進めてもらいたい旨を報告するとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 27 号若美歴史学習交流館の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、若美歴史学習交流館の指定管理者として、渡部町内会を指定するものであります。

本案について、当局から、渡部町内会との当該施設の無償譲渡については、これまで平成 22 年度から協議を続けているが、町内会からは、今月行う町内会総会において同意を得た上で無償譲渡に応じたいとの回答を得ている。このことから、平成 27 年度は指定管理で行うが、今後、条例の廃止及び無償譲渡に向けて進めていく予定としているとの説明があったのであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5 番佐藤誠君

【5 番 佐藤誠君 登壇】

○5 番（佐藤誠君） 教育厚生委員会に付託になりました議案第 14 号から第 22 号まで及び第 42 号について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第 14 号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料条例の制定についてであります。

本議案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、保育料に関しては、これまでどおり国の基準から 25 パーセントの軽減とのことだが、市で保育料を決定できるのだから、全県に先駆けた安い保育料にできないかとの質疑があり、当局から、保育料の減額は多額の財政負担を伴うこととなる。今後、市の最重要課題である人口減少、そして少子化に対し、全体としてよりよい効果的な施策を打ち出していきたいとの答弁があったのであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 15 号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、介護保険法に基づく男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴い、平成27年度から平成29年度までの介護保険料率を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、第1点として、本年度の介護保険特別会計における財政安定化基金の借り入れ2千700万円の返済分を、第6期の保険料へ転嫁されているとのことだが、その借り入れは必要だったのかとの質疑があり、当局から、財政安定化基金の借り入れは、収支の不足及び保険料の不足を補てんするという制度上の仕組みである。本年度は、昨年度からの保険給付の伸びと、冬場のサービス料の増加により、歳出の不足が予想されることから、借り入れによる補てんが必要と判断したとの答弁があったのであります。

第2点として、介護報酬の2.27パーセントの引き下げの影響について質疑があり、当局から、報酬の引き下げの影響分は保険料に換算している。また、報酬改定によって特に引き下げ幅が大きいのは、施設サービスであるが、介護従事者の処遇改善加算など、増額するものもある。全体の報酬が下がった中で、介護従事者の賃金などにどれだけ影響するかは、企業努力になってくるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、指定地域密着型サービス事業に関する省令の一部改正に伴い、本事業の人員、設備及び運営等に関する基準を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、指定地域密着型介護予防サービス事業に関する省令の一部改正に伴い、本事業の人員、設備及び運営等に関する基準を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例についてであります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の給与、手当及び旅費に関する規定等を整備するため、関係条例の一部を改正し、及び廃止するものであります。

本案について、委員より、市長と教育委員会の関係について質疑があり、当局から、改正後の地方教育行政法でも政治的中立性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりであることには変わりがないとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号男鹿市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてであります。

本議案は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、男鹿市いじめ問題対策連絡協議会、男鹿市いじめ対策委員会、男鹿市いじめ調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、学校でいじめがあった場合、すぐにいじめ対策委員会で審議するのかなどの質疑があり、当局から、いじめ対策委員会は重大事案を対象としているが、学校側から教育委員会に軽微なものであっても報告をもらい、事案が重大事案に相当するかどうかを教育委員会で判断していくとの答弁があったのであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

す。

次に、議案第 2 1 号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定に伴い、新たに設置される協議会等の委員の報酬を定めるほか、心身障害児就学指導委員会の名称変更に伴い、職名を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 2 2 号男鹿市男鹿北中学校屋外運動場照明施設使用条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、男鹿北中学校屋外運動場照明施設の使用を終了するため、本条例を廃止するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 4 2 号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、敬老祝金の支給対象年齢等を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、第 1 点として、この経過措置では、現行条例との関係で、平成 2 7 年 4 月 1 日までに 7 7 歳に達する方は、3 年後に 8 0 歳でまた 1 万円が支給になり、逆に、平成 2 7 年 4 月 2 日以降に 8 8 歳になる方などは、1 0 0 歳まで支給がないことになるなど、不公平ではないかとの質疑があり、当局から、この条例の施行期日は平成 2 7 年 4 月 1 日であり、平成 2 7 年 4 月 1 日までに 7 7 歳、8 8 歳、9 9 歳、1 0 1 歳以上に達する方は、現行条例によって既に支給の対象になっているため、経過措置の対象としたが、その他の年齢は施行日以前には支給の対象となっていないこと、及び長期間の経過措置になる等から、提案の経過措置としたものであるとの答弁があったのであります。

また、第 2 点として、敬老祝金の今回の大きな見直しの中で、1 0 0 歳の支給額 1 0 万円についても見直しを行うべきであったとの意見や、敬老祝金は経費の削減や行

政改革の対象となるものではなく、このたびの条例改正は理解できないとの意見があったものであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、可否同数となり、委員長採決により、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番米谷勝君

【3番 米谷勝君 登壇】

○3番（米谷勝君） 産業建設委員会に付託になりました議案及び請願について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第23号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、姫ヶ沢・泉台団地に建設中の公営住宅2戸について、設置及び駐車場使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第24号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第28号男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者として、株式会社東北ビルサービスセンターを指定するものであります。

本案について、当局より、男鹿市勤労青少年ホームは、平成26年2月の第3次男鹿市行政改革大綱において、老朽化が進んでいること、本来の設置目的とは違う生涯学習的な利用が主となっていることから、定期的な利用者と調整を図りながら、平成26年度をもって廃止することとしていた。しかしながら、昨年5月、利用18団体

から存続の要望が出されたことなどを勘案し、昨年11月に建物の現地調査を行った上で、大規模改修が必要なければ平成27年度も存続させることとしていた。調査の結果、大規模改修が必要でなかったため、平成27年度も存続させることとしたとの説明があったのであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号市道の廃止について及び議案第30号市道の認定についてであります。

本2件は、道路改良事業及び県道振り替え等に伴い、内子19号線など4路線、延長949メートルの市道を廃止するとともに、同じく内子19号線、飯の森・角間崎線など8路線、延長5千918メートルの市道を認定するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、市道の廃止・認定の考え方について質疑があり、当局から、路線の起点または終点の位置が変更となると、いったん廃止し、そして再認定することになる。今回路線が多いのは、脇本バイパスの幹線により、寸断されたり、終点の位置がわずかに変更となった路線があるためであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第4号T P P交渉に関する請願についてであります。

本請願は、T P P交渉は、交渉参加国の利害対立から合意を断念せざるを得ませんでした。しかし、年明けから日米事務レベル協議を再開し、安倍内閣も、日米が連携して交渉を促進する立場を表明しております。政府は、農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は、交渉から離脱することなどを明記した国会決議を遵守することを約束しておりますが、これを守れない場合は交渉から撤退することを求める意見書を、政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

本請願について、委員より、請願項目にT P P交渉から撤退とあるが、国と国とでここまで話を詰めたことであり、撤退はできないと考えるが、その上で請願内容をどう判断するかが問題ではないかとの意見があったのであります。

また、委員より、地域農業の実態を踏まえ、地方議会から意見を出していく姿勢が重要だと考える。現場の農業者は、それを望んでいるし、一定の歯止めにもなると思うとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第5号米価対策の意見書を求める請願についてであります。

本請願は、米価暴落と流通停滞の原因は、過剰米にあることから、過剰米の市場管理を官民上げて実施するなど、需給調整を行い、米価の回復を図ること。また、米直接支払交付金の半減措置と米価変動補てん交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策をとることなどを求める意見書を、政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第6号農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願についてであります。

本請願は、農政改革にあたって、安全な農作物を生産し、環境にやさしい農業を進める家族農業経営を育てることを主とし、食糧自給率向上を目指すこと。一般企業の農地取得につながる農地法改定や、農業委員の改選制廃止などをやめること。また、農協自身の改革を尊重し、公的な措置による強制はやめることなどを求める意見書を、政府、関係機関に提出していただきたいというものであります。

本請願について、委員より、農業と農協の改革は、男鹿市にとって非常に重要だと考える。地方では協同組合方式の営農確保が必要であり、地域の農業を守るための仕組みについては、関係者の意見をまとめながら、自己改革を主体に取り組むべきであるとの意見があったのであります。

また、委員より、農業を成長産業として育てていこうという改革であり、戦略的に農業を推進していかなければ、将来、日本の農業が立ち行かなくなる。単位農協独自の取り組みや企業の農業参入も、ある程度は必要ではないかとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本請願については、起立採決の結果、願意を妥当と認めず、不採択すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第3号から第8号まで及び第31号から第41号までの審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る6日開会し、各補正予算並びに新年度予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

最初に、補正予算関係について申し上げます。

第1点として、親元近居同居支援事業の事業内容について。

第2点として、社会保障・税番号制度対応システム改修業務の減額理由について。

第3点として、プレミアム商品券助成事業に係る各種商品券の内容と事業効果向上に向けた取り組みの考え方について。

第4点として、地域住民生活等緊急支援交付金を活用した取り組み事業について。

第5点として、農業関係及び道路橋梁関係予算の減額理由について。

第6点として、子育て支援応援プラン事業の事業内容について。

第7点として、水産業振興に向けた施策のあり方について。

次に、新年度当初予算関係の質疑について申し上げます。

第1点として、住宅リフォーム助成事業の施策のあり方について。

第2点として、水産業振興に向けた事業推進と施策の考え方について。

第3点として、出会いサポートセンター事業の事業内容について。

第4点として、生ごみ堆肥化業務の取り組み状況と今後の見通しについて。

第5点として、地方版総合戦略及び男鹿市総合計画の策定に向けた取り組みの考え方及び具体的協議手順について。

第6点として、男鹿駅周辺整備計画に係る観光複合施設整備の具体的進め方について。

第7点として、公共施設再生可能エネルギー等導入事業の事業内容について。

第8点として、町内会交付金の申請状況及び予算措置の考え方について。

第9点として、男鹿半島大潟ジオパーク推進事業の取り組みと事業効果について。

第10点として、男鹿市総合運動公園球技場JFA公認ピッチ更新に係る負担額と公認効果について。

第11点として、子育て支援に係る男鹿版ネウボラの具体的推進事業について。

第12点として、子育て支援に対する施策の考え方について。

第13点として、林道を活用した防災道路のあり方について。

第14点として、補助制度を活用した林業振興のあり方と今後の取り組みについて。

第15点として、ふるさと納税に対する新たな取り組みの考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第3号から第8号まで及び第31号から第41号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。16番小松議員

○16番（小松穂積君） 教育厚生委員長にお尋ねいたします。

議案第15号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、起立により定めたというふうなご報告がありました。さらに、議案第42号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例につきましては、委員長裁決により通ったというふうなご報告がなされましたけれども、この二つの議案につきまして、委員会での討論はあったものかどうか、ちょっとお尋ねしておきます。

○議長（三浦利通君） 佐藤委員長

【5番 佐藤誠君 登壇】

○5番（佐藤誠君） 二つの議案に対しての委員会での討論は、ありませんでした。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。16番小松議員

○16番（小松穂積君） 議案第42号につきましては、第42号そのものではないわけでありまして、12月定例会に提案されまして、その後、継続審査の申し入れがあり、12月の定例会では、その旨を受けまして、常任委員会がその後何回か開催され、今日に至っているというふうに思われます。この間、敬老祝金関係につきまます常任委員会は、何回ぐらい開催されていたものでしょうか。

○議長（三浦利通君） 佐藤委員長

【5番 佐藤誠君 登壇】

○5番（佐藤誠君） お答えします。

12月議会を含めて、4回と記憶しております。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。16番小松議員

○16番（小松穂積君） ただいま、敬老祝金のことにつきまして、常任委員会の方で4回ほど審議をしていただいたということではありますが、12月の時点から3月の時点までは、いろんな変化があり、あるいはまた、委員会での意見等もあったかと思いい、その上で追加提案として少し内容の変わったものが、今回の定例議会に提案されてきたというふうに認識をしておるところであります。結果として、委員会の中で委員長除く3対3というふうな結論になっちゃったというのは、非常に残念なところもあるわけでありまして、それは審議の過程でございますから、それはそれで結果としては受けとめるわけでありまして、委員長としても大変であったなというふうに思うわけでありまして、普通、議案がなかなかこう進まない場合は、委員長、もう少し待てということでは止めるということもあるわけですが、委員長は経過を踏まえて、今回、委員長裁決のとき同意されたというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（三浦利通君） 佐藤委員長

【5番 佐藤誠君 登壇】

○5番（佐藤誠君） その理解で結構でございます。

○議長（三浦利通君） 16番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。1番佐藤巳次郎君

【1番 佐藤巳次郎君 登壇】

○1番（佐藤巳次郎君） 私から、議案第15号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第34号平成27年度男鹿市介護保険特別会計予算について、議案第42号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてを反対討論させていただきます。

最初は、介護保険関連についてであります。

介護保険法の改悪により、介護度による要支援1・2の介護サービスが介護保険から除外され、また、要介護度1・2は特別養護老人ホームに入れない、介護報酬の引き下げ、また、利用料が所得により2割負担になります。今でも利用料の負担が重くて、入れないでいる人が多数おられます。

こういう中で、男鹿市では、平成27年から29年までの介護保険料を大幅に引き上げる提案がされ、本議会で議論されました。本年度までは介護保険料が所得ごとに6段階でありましたが、この4月からは9段階になります。今まで、介護保険料の一番低い方で年額3万1千248円から、最高額は9万3千744円であったものを、新年度から、低い人で3万9千870円から、最高額で13万5千558円にと、基準額で27.6パーセントの引き上げとなり、最高で44.6パーセントの大幅引き上げとなります。これは、県内で一番高い介護保険料となります。

保険料は、65歳以上の高齢者の負担で、その多くは年金暮らしの方々であります。そして、その多くの方は、年金から強制的な天引きにされる仕組みになっております。さらに、国民健康保険税を払っている人、後期高齢者医療保険料を払っている人もおります。高齢者いじめと言わなければいけません。担税力のない高齢者への大幅引き上げです。昨年からの消費税の8パーセント負担や、物価の引き上げ、そして、毎年少ない年金がさらに引き下げられております。踏んだりけったりであります。

私は、この問題を一般質問や教育厚生委員会で取り上げております。

1、大幅引き上げへの対応策について。

2、市民の担税力とその痛み、影響をどう考えているのか。

3、一般会計からの繰り入れで軽減すべきである。

4、介護保険料の減免規定に、国民健康保険税条例にある生活困窮者への減免条項を入れるべきである。

5、26年度の介護保険会計の決算で大幅黒字が出るのではないか。

6、引き上げ理由の最も大きいのが介護給付費の自然増によるものとして、1千46円の積算根拠の問題点等々について質問いたしております。

市長等の答弁は、介護サービス費の増大による保険料の引き上げである。一般会計からの繰り入れは、社会全体で支えるという介護保険制度の趣旨から考えていない。生活困窮者への減免については、国保税とは制度の趣旨、目的等が異なっており、困難である。26年度決算は、黒字が出る状況ではない。また、引き上げの最も大きい自然増の積算根拠については、私に納得させる答弁は出てきませんでした。市民への痛みや影響、担税力については、意識的に触れない、答弁しない対応をとるという、極めて誠意のない、高齢者に冷たい答弁に終始しました。誠に残念であり、市民の理解は到底得られません。

男鹿市は、高齢化率40パーセント台に入り、負担軽減対策は急務であります。私たちは今後とも、老後を安心して暮らせるよう、一層全力を尽くす覚悟であります。

次に、敬老祝金の引き下げ及び廃止についてであります。

昨年2月に、市では第3次男鹿市行政改革大綱をつくり、その実施計画の中の一つとして敬老祝金支給対象者の見直しを行い、現在、77歳5千円、88歳1万5千円、99歳5万円、100歳10万円、101歳以上2万円の支給となっています。市では、これを昨年12月議会に、88歳1万5千円、100歳10万円を支給し、77歳、99歳、101歳以上の支給を廃止する条例改正案を提案してきました。

教育厚生委員会では、他の議員から、支給年齢や支給金額の引き下げをすべきとの意見等が出され、12月議会では、3月議会までの継続審査となっていたものであります。そこで、市では、提案中の議案では成立しないと判断し、取り下げ、新たな変更議案として、80歳1万円、100歳10万円の議案を提案してきたものであります。

私たちは、そもそも行政改革として敬老祝金を引き下げ、財政効果を上げる手法

は、行政改革ではなく、福祉の切り捨てであると主張してきました。また、男鹿市総合計画には、敬老祝金の引き下げの実施計画はなかったものであり、計画には基本施策として、敬老会を開催し、敬老祝金を支給する等、敬老意識の醸成を図るとなっているものです。みずからつくった総合計画を、みずから破るといふ、あってはならないことだと存じます。

現行の77歳、88歳、100歳という3本立ての祝金支給が、高齢者の方々からも喜ばれていたものであります。

市では、平均寿命が、男性でも80歳を超え、伸びてきているので77歳を切り、88歳と100歳として12月議会に提案してきたものを、今議会になって80歳1万円、100歳10万円の提案であります。12月提案理由と、どうしても整合性がなく、議会側にその責任を転嫁している状況であります。77歳で祝金をもらった人は、3年後80歳になれば、またもらえる。88歳になる人は、経過措置後はもらわれない。80歳から100歳までは、敬老祝金がなくなるという現象が出てまいります。これでいいでしょうか。敬老祝金条例としては、全く心細いものになってしまいます。

私は、昔から喜寿、米寿として、地域や家族で祝ってきているもので、それに行政がささやかな敬老祝金を出すことは、当然であってしかるべきであり、敬老祝金を削って財源を生み出すという行政改革は、あってはなりません。高齢者の暮らしを守り、長寿を祝うことは、行政の役割でもあります。

以上3本の議案の反対理由を述べ、討論とさせていただきます。議員の皆さんのご賛同を期待するものであります。

○議長（三浦利通君） 次に、17番土井文彦君の発言を許します。17番

【17番 土井文彦君 登壇】

○17番（土井文彦君） 私からは、議案第42号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について、賛成の討論をさせていただきます。

本案は、敬老祝金の支給年齢や金額を見直すものであり、この見直しにより生まれてくる財源により、例えば、来年度から認知症対策としてのGPS端末を利用した、徘徊高齢者位置探索システム利用助成事業や、認知症チェッカーの導入など、時代に即した新たな施策により、高齢者に対する福祉の充実が図られるものであります。ま

た、この財源は、高齢者だけでなく、市の重要課題である少子化対策にも活用できることとなります。

今後、市の財政事情はさらに厳しくなると予想される中で、健康で安心な社会を築き、福祉の持続性を高めるためにも、敬老祝金の見直しが必要と考え、本案に賛成するものであります。議員の皆様のご賛同をお願いするものであります。

○議長（三浦利通君） 次に、13番畠山富勝君の発言を許します。13番畠山議員

【13番 畠山富勝君 登壇】

○13番（畠山富勝君） 私からは、議案第42号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について、反対の討論をさせていただきます。

本案は、敬老祝金の支給年齢及び支給金額の大幅な見直しを行うものであります。77歳、88歳、99歳、101歳以上の支給の廃止と、新たに80歳の方に対する1万円を支給するという改正につきましては、人生80年、男鹿市の男性の平均寿命などからも理解できるものであり、これに関しては異議のないものであります。

しかし、100歳の方に対する10万円の支給に関しては、昨年12月定例議会に提案された議案第75号の改正案の時点で手つかずであり、継続審査を含め、委員会審査の中で、敬老に対する考え方が変わってきている時代背景や、県内他市の支給状況から、10万円という支給金額にこだわらず、5万円を減額し、少子化対策の充実を図るべきと見直しの必要性について意見を申し上げてきたところであり、本定例会での提案においても、この部分に関しては見直しがなかったことから、非常に残念に感じているところであります。

以上が主な反対理由であります。議員各位の賛同をお願い申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（三浦利通君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。16番小松議員

【16番 小松穂積君 登壇】

○16番（小松穂積君） 私からは、議案第42号に対しまして賛成の立場から討論申し上げたいと存じます。

ただいまお二方から反対討論、お一人方から賛成討論が出されました。それぞれごもっともであります。特に、喜寿とか白寿、米寿、こういう日本のしきたりといいま

しょうか、日本で育まれました文化等につきまして、従来は行政の方でも祝金ということでありましたが、なかなか財政の関係もありまして、あるいはまた行政改革にあたらぬという方もおりますけれども、行政改革のときにお互いに審議した議員もかなりおるといふうなことで、理解されている方もあろうかと思っておりますけれども、いろんたとらえ方があることは事実であります。

私自身も、12月の定例会の際に、改正案が出され、見直し案が出されてきましたけれども、議会として、あるいは議員として、敬老祝金そのものじゃなく、私は当初、全部撤廃してしまえと、敬老祝金。むしろ敬老祝金と言われれば、今までの議論の中にもありましたし、敬老そのもの何よといふうな形になろうかと思ひまして、それは各議員がそれぞれとらえ方があるわけでございますので、その中での判断といふことは否めないわけでありまして。そこで私としては、長寿祝金といふような形で考えてみたらといふうなことで、実は内部では少し検討いたしました。そこで、従来の敬老祝金との差額などが当然出てくるわけでありまして、それは行政改革の名のもとで別の方に使用することも可能だろうといふこと、むしろ、先ほど土井議員が、福祉の別の形、あるいはまた子育てが非常に大事になってきますから、そういう形で、小学校の入学金、祝い条例なんかも少し考えてみたところでありました。このことが今の討論の中で、それぞれ見方は違うわけでありまして、改革はやはり常に進めていかなければいけないことでありましようし、教育厚生委員会でも、先ほど私も質問させていただきましてけれども、変わっていく段階でも相当な議論がされ、委員会としての判断も出たといふうなことから見ますと、何をやっても皆さんが100パーセント合うといふことは、なかなか議論の中では一緒にならないかと思ひますけれども、私といたしましては、そういう経過などをかんがみ、今回新たに出されたまじり条例につきましては、市民からも理解を得れるものだろうと思ひますし、委員会での話の中でも、民間の方からも少し意見を拝したといふこともあったようございまして、そういうことをかんがみますと、この後、私どもの男鹿市としては、必要なものは必要とし、あるいは新たに創生、新たに力をつけていく、そういう部分についての予算配分などを考えますと、本案は適正なものといふうに思ひますので、どうぞ皆様方のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） ほかに討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がございました、議案第15号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について及び議案第34号平成27年度男鹿市介護保険特別会計予算についてを一括して採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本2件に対する委員長の報告は、可決であります。本2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第15号及び第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど4名の議員から討論がございました、議案第42号男鹿市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第6号農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願を採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

暫時休憩いたします。

午後 3時34分 休 憩

午後 3時35分 再 開

○議長(三浦利通君) 再開いたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、請願第6号は、採択することに

決しました。

次に、議案第 3 号から第 1 4 号まで、議案第 1 6 号から第 3 3 号まで、議案第 3 5 号から第 4 1 号まで並びに請願第 4 号及び第 5 号を一括して採決いたします。

本 3 9 件に対する委員長の報告は、可決及び採択であります。本 3 9 件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号から第 1 4 号まで、議案第 1 6 号から第 3 3 号まで、議案第 3 5 号から第 4 1 号まで並びに請願第 4 号及び第 5 号は、原案のとおり可決及び採択されました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第 1 7 号及び第 1 8 号が提出されました。この際、本 2 件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本 2 件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第 2 議会議案第 1 7 号及び第 1 8 号を一括上程

○議長(三浦利通君) 日程第 2、議会議案第 1 7 号男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例について及び第 1 8 号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

お諮りいたします。本 2 件については、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本 2 件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第17号及び第18号を一括して採決します。本2件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第17号及び第18号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第19号から第24号までが提出されました。この際、本6件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議会案第19号から第24号までを一括上程

○議長(三浦利通君) 日程第3、議会案第19号から第24号までを一括して議題といたします。

職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第19号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善を求める意見書

議会案第20号 T P P 交渉に関する意見書

議会案第21号 米価対策を求める意見書

議会案第22号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

議会案第23号 労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書

議会案第24号 農業・農協改革に関する意見書

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。本6件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本6件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。8番安田議員

【8番 安田健次郎君 登壇】

○8番（安田健次郎君） 私から、ただいま上程されました議会案第24号農業・農協改革に関する意見書について、賛成の立場から討論に参加させていただきたいと思っております。

私たちは三つの請願を提出いたしましたけれども、皆様のご賛同を得て、2本は、おかげさまで通りましたけれども、どうも農協改革に関しては、なかなかご理解を得られなかったようでありますけれども、幸い、きょう、何人かの皆さんで提案されました。この改革案というのは、いよいよ、この国会で成立させられるであろうという予測の持ち込みがありますけれども、私たちは、何としてもこの改革案については阻止しなきゃならないというふうに考えています。

その主な第1の理由としては、何よりも中央会を解体し、TPP参加を推し進めるための障害となると言われているこの中央会の解体を、権限を弱めるということが根底にあると言われております。そのとおりだと思っております。

二つ目には、今の農村・農業は、疲弊しきっているということは十分ご承知だと思いますけれども、過疎化が進み、限界集落と言われ、そして今、私たちが取り組んでいるこの少子化対策、これらも今、近々の課題として考え直さなきゃならないと思うわけでありまして。国もそれらを認めて、いよいよ創生という名のもとに、地方の再興を図るという今の時代の流れであると思っております。こうした集落に対応するためにも、どうしてもこの農協という、単位組織の小さな地方の農協が、大きなかなめとなっているということは周知の事実だろうというふうに考えます。

そういう点で、今後、農村を守る意味、何よりも農業を守る意味で、それなりの功

績を果たしている農協改革は、自助改革、みずから改革するのが建前であって、大企業や、ほかの政治家から言われて、改革されるものではないというふうに私は考えます。そういう点で、農協自身が立ち上がって、農協の悪い点を戒める、それこそが本来の改革だろうというふうに思うわけでありますので、どうぞ皆様のご賛同を得て、これも採択されればありがたいと思って、賛成討論といたします。ありがとうございます。

○議長（三浦利通君） 暫時休憩します。

午後 3時43分 休 憩

午後 3時45分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開いたします。

8番安田議員

【8番 安田健次郎君 登壇】

○8番（安田健次郎君） いや、大変粗相で申しわけないです。同僚議員からのご忠告、ありがとうございます。

私は、三つの請願のうち一つ、農協改革が外れたというふうに思っていたんですけども、今これ持ってなくて、隣の方から借りてきましたけども、この請願第6号農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願については採択されたということですので、前段の発言を訂正して、おわび申し上げます。どうかご容赦ください。よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がございました、議会案第24号農業・農協改革に関する意見書を採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議会案第24号は、原案のとおり

り可決されました。

次に、議会議案第19号から第23号までを一括して採決します。本5件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議会議案第19号から第23号までは、原案のとおり可決されました。

介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と
介護労働者の処遇改善を求める意見書

政府は2015年1月14日、本年4月改定の介護報酬を2.27%引き下げる内容を含んだ予算案を閣議決定いたしました。一方で、厚生労働省の調査でも示されたように、全産業労働者よりも平均月収で約10万円も低い介護労働者の処遇改善加算は上乗せするとしています。

政府は、深刻な介護人材不足が社会問題となるなか、福祉人材確保指針を改定し介護労働者の処遇改善のための施策(09年報酬改定、介護職員処遇改善交付金など)を実施してきました。しかし、依然として介護職全体の底上げにはつながっていないのが実情です。

こうした状況下において、介護報酬全体を引き下げれば、労働条件悪化と深刻な人手不足を加速させることが強く心配されます。特別養護老人ホームの入所待機者は全国で52万人を超え、介護職場からの離職は毎年10万人にのぼっています。「介護の危機」が深刻な状況となっているときに、報酬の引き下げを強行することは許されません。

いま行うべきことは、介護保険の国庫負担割合を引き上げ、国民・利用者の負担を押しさえながら、介護報酬を引き上げるなど介護サービスを拡充すること、介護事業所の経営を安定させるとともに介護労働者の処遇改善を確実にを行う事です。

介護をはじめとする社会保障の充実は、様々な調査でも国民が要望する事項の上位に位置します。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をはかること。

平成27年3月18日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

TPP交渉に関する意見書

昨年末に合意をめざしたTPP交渉は、日米間はもとより、交渉参加国間の深刻な利害対立から、合意を断念せざるを得ませんでした。TPPは農林漁業への甚大な影響のみならず、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項によって国家主権がおびやかされるなど、TPPに対する国民の懸念が広がっているもとで、合意を断念したことは当然のことでした。

しかし、TPP合意をめざすオバマ政権は、年明けから日米事務レベル協議を再開し、安倍内閣も日米が連携して交渉を促進する立場を繰り返し表明するなど、依然として緊迫した状況にあります。

政府はこの間、交渉にあたっては農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱すること等を明記した衆参両院の農林水産委員会決議を遵守することを約束し、与党も一連の選挙公約で繰り返し同様のことを国民に約束してきました。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を

提出します。

記

1、T P P交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は、交渉から撤退すること。

平成27年3月18日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

農林水産大臣 林 芳正様

T P P担当国務大臣 甘利 明様

米価対策を求める意見書

平成26年産米価格は、J A概算金が最低水準となったことに加え、平成26年1月の相対価格が11, 261円と、前月をさらに下回る異常な価格で推移しています。

労賃はもとより、物財費さえ確保できない価格では、どんなに経営努力を講じても経営は維持できません。

しかも、政府がコメ直接支払交付金を半減し、米価変動補てん交付金を廃止したことから、生産者に二重、三重の困難をもたらしています。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて融資やコスト削減への助成などを打ち出していますが、米価自体に影響を与える対策を打ち出さず、需給にかかわる対策についてはもっぱら民間任せに終始しています。

このまま何も手を打たなければ、最も影響を受ける大規模農家を含め離農が雪崩を打つように進み、地域農業の維持や農村集落にも深刻な影響をもたらしかねません。

それは、日本の食料自給率の一層の低下を招くことに繋がります。

政府がさらなる緊急対策を打ち出すとともに、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立することが、強く求められています。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1、米価の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかであり、過剰米の市場隔離を官民あげて実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復を図ること。

2、米直接支払交付金の半減措置と米価変動補てん交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策をとること。

平成27年3月18日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

農林水産大臣 林 芳正様

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしています。世界にも例のない賃金の下落が、消費の低迷、生産の縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いています。政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは理にかなっていると思います。

しかし、2014年の地域別最低賃金は、東京で時給888円、秋田県では679

円、最も低い地方では677円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万円～150万円となっております。また、地域間格差も大きく、秋田県と東京では、時給で209円も格差があるため、若い労働者の県外流出を招いています。このため最低賃金の地域間格差の是正と金額の大幅な引き上げが必要です。

2010年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保し、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせます。

中小企業への支援策を拡充しながら、生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税尉邸良度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができます。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引上げを行なうこと。
2. 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を実現すること。
4. 中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。
5. 雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

平成27年3月18日

秋田県男鹿市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書

働く現場では、体調不良を訴える労働者が続行しており、1日8時間、週40時間以内の労働で、健康で文化的な生活ができる社会の実現が求められています。仕事に追われ、睡眠時間を削って働き、心身の健康を損なって過労死や過労自死する人が後を絶ちません。不安定な雇用と劣悪な処遇も「うつ・不安障害」を発症させる傾向を高めます。そのリスクを抱える非正規雇用は増加の一途をたどっています。

過労死と失業と人手不足が併存するゆがんだ状況からの脱却は急務です。昨年の「過労死等防止対策推進法」の制定に続き、今国会では、生体リズムを無視した働き方・働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、社会の劣化を防ぐ法整備が求められています。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 「労働時間規制の適用除外の拡大」や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」はおこなわないこと。
2. 「正社員ゼロ・生涯派遣」につながる規制緩和はおこなわず、労働者派遣法に「均等待遇」と「臨時的・一時的な業務への限定」を明記すること。
3. 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりはおこなわず、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。

平成27年3月18日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

農業・農協改革に関する意見書

政府・与党は2月9日、JA全中（全国農業協同組合連合会）の地域農協への監査権限廃止や一般財団法人化を柱とした「農協改革」案の骨格を了承した。しかし、生産現場には農協改革案が安倍政権の主張する「農業所得の向上」とどのように結びつくのかという疑問の声があるほか、今回は導入が見送られたものの准組合員の事業利用制限についても懸念が根強い。

農業者の職能組合と地域のライフライン機能を併せ持つJAグループは、持続可能な農業と住民の生活基盤を維持・発展させる上で大きな役割を担うものであり、拙速で一方的な改革論議は農業者のみならず、地域社会全体にも無用の混乱を招きかねない。農業委員会の改革や農業生産法人の要件見直し、大規模農地の転用許可権限見直しについても、企業の農地取得に道を開く恐れなど、生産現場の懸念に十分配慮し、慎重な検討が不可欠である。

「農協改革」を含めて安倍政権が掲げる急進的な「農業改革」案、さらには、交渉が大詰めを迎えているとされるTPP（環太平洋経済連携協定）参加問題は、日本農業と国民の食を長年支えてきた家族農業を危機にさらし、中山間地域をはじめ地域社会の衰退・切り捨てにつながりかねない。安心・安全で環境と調和した農産物生産・供給を将来にわたって可能とし、それを支える諸制度と地域社会の自主的・主体的な発展の道筋こそ議論されるべきである。

よって、下記の事項について実現することを求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 農協、農業委員会、農業生産法人等の見直しにおいては、強制的な組織変更等を押しつけるのではなく自己改革を基本とし、組合員や農業者、地域住民の意見や実情を十分に踏まえ慎重かつ丁寧な議論を行うこと。
2. 農業改革にあたっては、国土保全や地域コミュニティの維持・発展など、農業の持つ多面的機能や社会的役割を十分に評価し、生産の振興と食料自給率向上、農業者の所得向上に資するものとする。

平成27年3月18日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 町村信孝様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

内閣官房長官 菅義偉様

農林水産大臣 林芳正様

地方創生担当大臣 石破茂様

規制改革担当大臣 有村治子様

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 継続審査事件の承認

○議長（三浦利通君） 日程第4、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、議会の運営に関する事

項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成28年3月定例会まで、閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事項の審査及び調査は、平成28年3月定例会まで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第43号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 議案第43号を上程

○議長(三浦利通君) 日程第5、議案第43号副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長(渡部幸男君) ただいま議題となりました議案第43号副市長の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市副市長に杉本俊比古氏を選任いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(三浦利通君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員

会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第43号副市長の選任についてを採決いたします。

本件は起立により採決いたします。杉本俊比古氏の副市長の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 全員起立であります。よって、議案第43号については、同意することに決しました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第44号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6 議案第44号を上程

○議長(三浦利通君) 日程第6、議案第44号教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長(渡部幸男君) ただいま議題となりました議案第44号教育長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市教育長に鈴木雅彦氏を任命いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第44号教育長の任命についてを採決いたします。

本件は起立により採決いたします。鈴木雅彦氏の教育長の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 全員起立であります。よって、議案第44号については、同意することに決しました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第45号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第7 議案第45号を上程

○議長（三浦利通君） 日程第7、議案第45号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第45号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の日黒恵子氏が本年5月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第45号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

日黒恵子氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ただいま異議ある方がございます。よって、採決は起立により行います。

本件を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、本件の教育委員会委員の任命に

については、同意することに決しました。

先ほど副市長に同意いたしました杉本俊比古君及び教育長に同意いたしました鈴木雅彦君から、ごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

はじめに、杉本俊比古君。

【杉本俊比古君あいさつのため登壇】

○副市長（杉本俊比古君） ただいまは副市長の選任につきまして、議会の皆様のご好意により、ご同意を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

伊藤副市長は、私にとりまして限りなく大きい存在でございます。その後任にご指名いただき、選任のご同意を賜ったことは、誠に光栄に存ずるとともに、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いをいたしているところでございます。この上は、微力ではございますが、全力で市長を補佐し、誠心誠意、職務に邁進してまいり所存でございます。

議員の皆様には、教育委員、教育長を務めさせていただいたこれまでの5年9カ月の間に賜りましたご厚誼に、心から感謝を申し上げますとともに、今後、なお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。御礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はありがとうございます。

○議長（三浦利通君） 次に、鈴木雅彦君。

【鈴木雅彦君あいさつのため登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） ただいまは男鹿市教育委員会教育長の任命にご同意をいただきまして、深く感謝申し上げます。

新教育委員会制度がスタートする中、教育長という重責を担うことになり、職責の重さ、大きさに身の引き締まる思いであります。杉本現教育長と同様に、どうかよろしく願いいたします。

教育政策を推進する上で、教育委員会制度、教育委員会の重要性や果たす役割は、今後も変わることはないと考えております。国が興るのも、まちが栄えるのも、すべては人材の育成がかなめであります。微力ではあります。教育の本質を見据え、常に現代に生きる子どもたちの、そして市民の姿をとらえながら、誠心誠意、教育行政を推進し、本市教育の充実発展のために全力を傾注してまいります。議員の皆様からの一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが御礼のあい

さつとさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 次に、伊藤副市長から、退任にあたってごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） 貴重なお時間をお借りいたしまして、一言退任のごあいさつを述べさせていただきます。

平成19年4月に副市長に就任以来、佐藤前市長に2年、渡部市長のもと6年と、2期8年間、この大任の機会を与えていただきました。この間、議員の皆様からは、温かいご支援とご協力、そしてご鞭撻を賜りましたことに対しまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。また、業務の遂行にあたりまして、渡部市長はもとより、多くの職員のご協力をいただき、どうにか職を全うしたのではないかなと思っているところでございます。

今後におかれましても、課題解決を図るため、渡部市政と議会が一体となり、本市のさらなる発展と、あわせて皆様のますますのご健勝をお祈り申し上げまして、退任のあいさつとさせていただきます。

長い間本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて3月定例会を閉会いたします。大変どうも御苦労さまでした。

午後 4時01分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

副 議 長 笹 川 圭 光

議 員 小 松 穂 積

議 員 土 井 文 彦